判検事特別手当支給に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十六日

小川友三

一四

参議院議長松平恒雄殿

判検事特別手当支給に関する質問主意書

判検事の公務は日に次いで多忙の度を増大してゐる。先般の給與改善では到底下級判検事には生活ができない現狀でストも出來ず働くこの人々のため、特別手当を毎月三千円前後至急支給すべきである。これに関する処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。